

令和2年（2020年）12月25日
健康福祉政策課地域支え合い支援室
健康福祉政策課すまい対策室
健康福祉政策課避難所等支援室

令和2年7月豪雨に係る被災者支援の状況等について

令和2年7月豪雨災害の発災から半年を迎えるにあたり、下記の事項についてお知らせします。

- 1 避難者数の動向
- 2 応急仮設住宅等の入居状況
- 3 地域支え合いセンターによる被災者の生活再建支援
- 4 被災者の生活再建支援

【問い合わせ先】

健康福祉部健康福祉政策課

（1関係）避難所等支援室 寺本

内線：7191 電話：096-333-2605

（2関係）すまい対策室 廣石、緒方

内線：7676、7677 電話：096-333-2821

（3関係）地域支え合い支援室 西村、徳留

内線：7013、7025 電話：096-333-2201

（4関係）地域支え合い支援室 西村、井上

内線：7013、7028 電話：096-333-2819

1 避難者数の動向

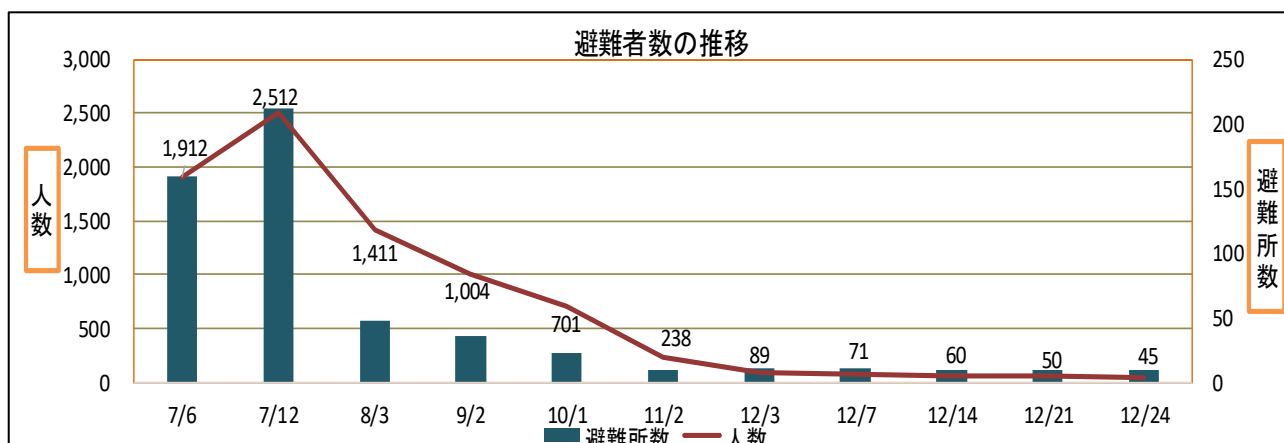
○ 本年7月12日時点で最大2,512名（避難所数：212か所）であった避難者数は、仮設住宅などへの移行に伴い減少し、12月24日時点で、23世帯45人となっています。（人吉市、あさぎり町及び球磨村）

内訳としては、指定避難所9世帯14人、ホテル・旅館14世帯31人です。

○ 人吉市及びあさぎり町の指定避難所は、年末をもって閉鎖されます。

○ 自宅の応急修理待ちなどに伴い、継続して避難生活を余儀なくされる数世帯については、人吉市内のホテル・旅館で対応することとなります。

(1) 避難者数の推移



(2) 避難所・世帯・人数について（令和2年12月24日10時時点）

避難所設置市町村	避難所数	避難世帯数	避難人数
人吉市	6	19	35
あさぎり町	1	1	3
球磨村	3	3	7
計	10	23	45

※球磨村の避難所は、全て人吉市の宿泊施設活用避難所と同一施設。

【12月21日18時時点の件数】

3	10	27	50
---	----	----	----

(増減)

0	0	▲4	▲5
---	---	----	----

2 応急仮設住宅等の入居状況

- 令和2年7月豪雨に伴う応急仮設住宅等の12月20日現在の入居状況は以下のとおりです。
- 建設型応急住宅については、12月9日までに予定していた808戸が完成し、760戸、1,851名（12月20日時点）の方が入居されています。
- 賃貸型応急住宅についても順次入居手続きを進めており、780戸に1,862名（12月20日時点）の方が入居されています。
- 住まいの再建は、被災者の心の復興に繋がるものです。県では、住まいの再建5つの支援策を基に、被災者の住まいの再建を支援しています。

(応急仮設住宅等の入居状況：R2.12.20現在)

区分	戸数	人数
建設型応急住宅	760 (+17)	1,851 (+29)
賃貸型応急住宅	780 (+100)	1,862 (+235)
公営住宅等	251 (△1)	502 (△3)
計	1,791 (+116)	4,215 (+261)

※ () 内は前月比、△は減少

※「建設型応急住宅」は24団地808戸を整備

※「賃貸型応急住宅」は、賃貸借契約の手続きが完了した件数

※「公営住宅等」は公営住宅、国家・地方公務員住宅等をいう。

3 地域支え合いセンターによる被災者の生活再建支援

- 令和2年7月豪雨の被災7市町村で設置、運営されている地域支え合いセンターによる被災者の生活再建支援について、以下のとおりお知らせします。
- センターの設置から2か月余りが経過し、支援活動も本格化しています。12月15日時点で調査したセンターの支援対象世帯は5,278世帯で、その中には在宅被災者も2,614世帯おられます。
- このような世帯をセンターの職員が訪問し、見守りや相談対応等を行っています。

(1) これまでの活動状況等

本年10月の各市町村センターの活動開始から約2か月余りが経過。建設型仮設住宅入居世帯への訪問に加え、賃貸型仮設住宅入居世帯、在宅被災者等への訪問を本格化させている段階。

各市町村センター職員は合計81名（R2.12.18現在）

【参考：センター訪問・相談受付等件数累計（活動開始～R2.12.18）】

	訪問	電話	来所	文書等	その他	計
建設型	1,548	31	21	481	147	2,228
賃貸型	440	84	5	18	26	573
在宅	2,555	33	4	93	17	2,702
その他	585	52	8	177	41	863
計	5,128	200	38	769	231	6,366

(2) センターにおける見守り・相談等支援対象世帯数

No	市町村	センターの 活動開始時期 ／職員数	見守り・相談等支援対象世帯数（※1） （12月15日調査時点）			
			仮設住宅 等（※2）	知人・親戚 等宅（※3）	在宅 （※4）	計
1	八代市	10月19日/8名	177	45	223	445
2	人吉市	10月30日/31名	1,057	509	1,627	3,193
3	芦北町	10月26日/17名	189	57	521	767
4	津奈木町	10月21日/2名	14	5	17	36
5	相良村	10月1日/2名	30	9	79	118
6	山江村	10月1日/2名	26	1	1	28
7	球磨村	10月22日/19名	348	197	146	691
合計			1,841	823	2,614	5,278

※1 今後、被災世帯の把握状況や再建状況により増減することが見込まれます。

※2 「仮設住宅等」は仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅等の入居（予定を含む）世帯。

※3,4 「知人・親戚等宅」、「在宅」は知人・親戚等宅や被災した自宅等で生活する被災者（被災世帯）であって、住まいの再建や健康状態、地域コミュニティからの孤立化等に関して支援が必要と考えられる者（世帯）。

【参考】令和2年7月豪雨に係る地域支え合いセンターの概要

◆事業実施主体

7市町村（八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村）

※各市町村は市町村社会福祉協議会に運営を委託

◆支援対象

「応急仮設住宅等入居世帯」や「知人・親戚等宅、在宅で住まいの再建や健康状態に不安がある又は地域コミュニティからの孤立化が懸念される世帯等」

※前回調査（R2.10.15）時点の支援対象世帯数は7市町村合計で3,775世帯

◆主な活動内容

- ・総合相談窓口、訪問等による見守り、課題の把握と専門機関へのつなぎ等
- ・コミュニティづくりのコーディネート、住民主体の取組み支援、サロン活動等

◆その他

県では、熊本地震の時から県社会福祉協議会に設置している県地域支え合いセンター支援事務所の支援員を増員し、市町村のセンター設置・運営支援を行っています。

4 被災者の生活再建支援

- 県では、本年7月15日付けで、県内全市町村に被災者生活再建支援法を適用。
- 被災者からの申請も進んでおり、本年11月末現在で、全壊又は大規模半壊に係る罹災証明書交付件数(2,858件)の約9割に相当する世帯(2,659世帯:93%)に対し、最大100万円の基礎支援金の支給が行われています。
- 今後、建替えなどの再建の状況に応じ、加算支援金の支給も進めて参ります。
- また、12月25日付けで、湯前町の1世帯、あさぎり町の1世帯、合計2世帯を、被災者生活再建支援法に基づく「長期避難世帯」に認定しました。
- 認定世帯に対しては、全壊世帯と同様の支援が行われることとなります。

○ 長期避難世帯の認定

① 長期避難世帯の属する地域及び状況

・湯前町上猪(かみ)地区(1世帯)

住家に至る町道が土砂崩落により通行不能。また、住宅裏側が山の斜面であり、今後の大雨によっては危険が予測される。

・あさぎり町皆越(みなごえ)地区(1世帯)

宅地北側部分の傾斜地が住居の際まで崩壊し、住居自体も危険な状態となっている。

② 長期避難世帯となった日

令和2年7月4日

【参考1】被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊世帯 解体世帯 <u>長期避難世帯</u>	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

※支給額は複数世帯の支給額を記載。(単数世帯は上記支給額の3/4を支給)

※加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給額が異なる。

【参考2】長期避難世帯

- 長期避難世帯は、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」のことをいう。(被災者生活再建支援法第2条第2号ハ)
- また、内閣府通知により、その認定に当たっては、認定時点において避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に、被災世帯として認定するものとされている。(認定は都道府県が行う)

○ 令和2年7月豪雨義援金の配分 ※令和2年12月16日に報道発表済

- ・ 本年12月16日に義援金第二回配分委員会を開催し、第二次配分を決定。
- ・ 県では、12月18日に市町村へ送金。市町村から被災者への第二次配分の振り込みが始まっている。
- ・ 第二次配分までの累計配分額は、3,204,200,000円。

7月豪雨義援金の配分対象・配分基準額

- ・ 第一次配分時に義援金を受け取っていない世帯には、下記⑧の額を配分。
- ・ 第一次配分時に既に義援金を受け取っている世帯には、下記⑨の額を配分。

区 分	⑧	⑨	⑩	(参考) 熊本地震義援金
	配分基準額 (第一次配分時)			
死亡・行方不明者	500,000円	1,000,000円	500,000円	1,000,000円
重 傷 者	50,000円	100,000円	50,000円	100,000円
全 壊 世 帯	500,000円	850,000円	350,000円	850,000円
半 壊 世 帯	250,000円	425,000円	175,000円	425,000円
一部損壊世帯	50,000円	50,000円	—	100,000円

※1：半壊世帯には「大規模半壊世帯」を含む

※2：一部損壊世帯には「準半壊世帯」を含む

※3：熊本地震義援金における一部損壊世帯への配分については、修理に100万円以上要した場合のみ対象。豪雨義援金では修理費用の要件なし。